



2026 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ドトール・日レスホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 星野 正則  
(コード番号 3087 東証プライム市場)  
問合わせ先 取締役 関根 一博  
(TEL:03-5459-9178)

## 株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社子会社（以下「対象会社」といいます。）の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### <本制度の導入について>

##### 1. 導入の背景

当社は、飲食を通じた豊かな社会の実現に向けて、従業員が高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討してまいりましたが、今般、従業員に当社の株式を給付し、株価変動を処遇として反映させることを目的として、本制度を導入することといたしました。

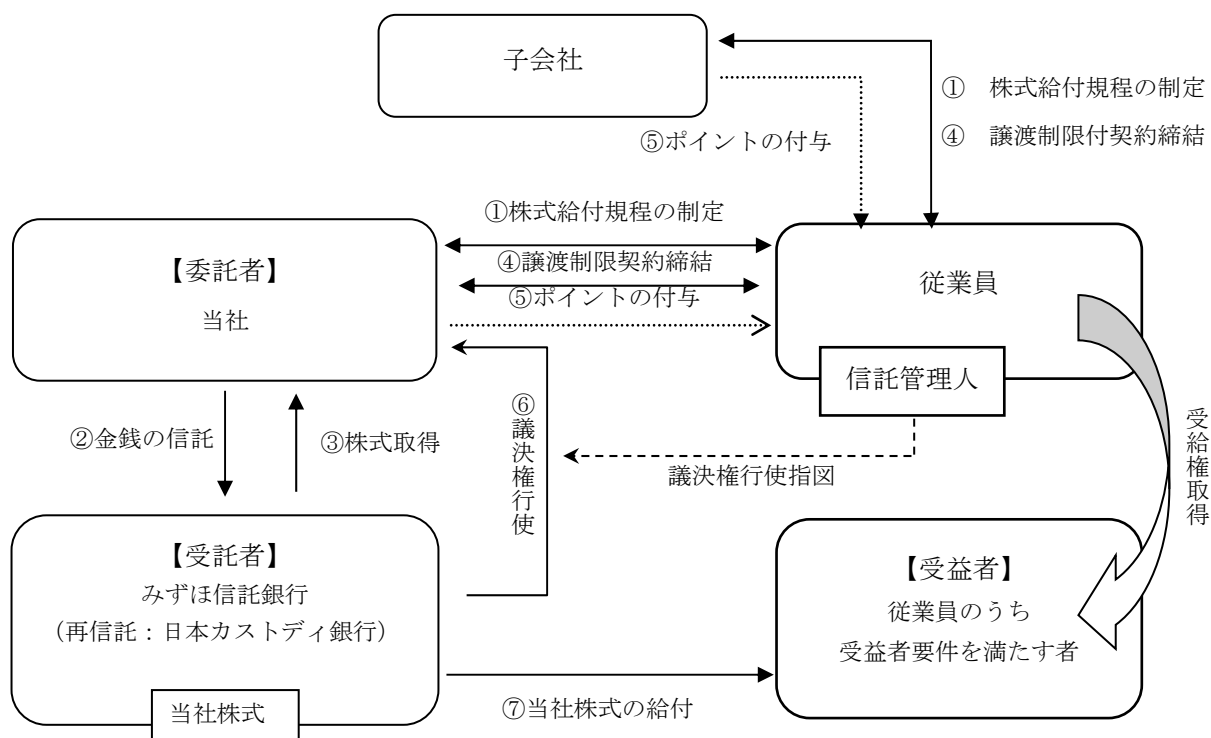
##### 2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

## 【本制度の仕組み】



- ① 対象会社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 対象会社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

## <本自己株式処分について>

### 3. 処分の概要

|     |              |                                       |
|-----|--------------|---------------------------------------|
| (1) | 処 分 期 日      | 2026 年 10 月 30 日                      |
| (2) | 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 150,000 株                        |
| (3) | 処 分 価 額      | 1 株につき金 3,095 円                       |
| (4) | 処 分 総 額      | 464,250,000 円                         |
| (5) | 処 分 予 定 先    | 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）                   |
| (6) | そ の 他        | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。 |

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結す



ることによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて従業員への給付を行うために行われるものであり、対象会社に対する役務提供の対価として従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

#### 4. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2027年2月末日で終了する事業年度から2031年2月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2026年8月31日現在の発行済株式総数45,609,761株に対し0.33%（2026年8月31日現在の総議決権個数420,079個に対する割合0.36%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 5. 本信託の概要

- |              |                                                               |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 名称       | : 株式給付信託（J-ESOP-RS）                                           |
| (2) 委託者      | : 当社                                                          |
| (3) 受託者      | : みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)                       |
| (4) 受益者      | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者                                  |
| (5) 信託管理人    | : 従業員から選定                                                     |
| (6) 信託の種類    | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                          |
| (7) 信託の目的    | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること                            |
| (8) 信託契約の締結日 | : 2026年10月30日                                                 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2026年10月30日                                                 |
| (10) 信託の期間   | : 2026年10月30日から信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

#### 6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,095円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以上